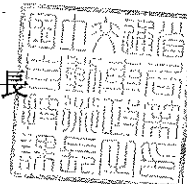


国自技第6号の3
平成27年4月10日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長



道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いの
留意事項について

標記について、別紙のとおり、地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務
局運輸部長あてに通知したので、貴団体傘下あて周知されたい。

国自技第6号

平成27年4月10日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿（単名各通）

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いの
留意事項について

「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いについて」（平成27年3月31日付国自技第199号）を通達したところであるが、現に道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車であって、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（平成27年3月31日付国土交通省令第18号。以下「改正省令」という。）等に適合するものの取扱いについては、平成27年5月1日以降、下記事項に留意の上、検査業務の円滑を期するとともに、管内運輸支局等へ周知されたい。

なお、関係団体に対しては別添のとおり通知済みである。

記

1. 現に保安基準第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車であって、改正省令による改正後の保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの、同第

4条表中第3号の告示で定めるもの及び同第4条の2括弧書きの告示で定めるものに該当するものの、基準緩和の処分については保安基準の改正後も有効であるが、改正後の保安基準に適合する状態においては、次の(1)又は(2)により運行することができる。

(1) 改正後の保安基準の全項目に適合する状態で運行する。この場合には、

- イ 基準緩和の処分の取消し及び自動車検査証の記載事項の変更は行わなくてもよい。
- ロ 基準緩和の処分に係る保安上の制限事項はすべてかからないものとする。
- ハ 道路運送車両法施行規則第54条第1項の規定による車体後面の標識の表示は必要ないものとする。(必ずしも抹消する必要はない。)

(2) 改正後の保安基準においても、一部の基準を満足しないことから、当該基準を引続き緩和認定により適用除外させた状態で運行する。この場合には、

- イ 基準緩和の処分の取消し及び自動車検査証の記載事項の変更は行わなくてもよい。
- ロ 適用除外する基準について、当該基準緩和の処分にかかる保安上の制限事項はすべて遵守しなければならない。
- ハ 道路運送車両法施行規則第54条第1項の規定による車体後面の標識を表示すること。

2. 自動車検査証の備考欄に係る基準緩和認定の制限事項等の記載については、使用者等からの申出を受け、自動車登録番号を管轄する運輸支局等において職権により処理するものとする。

以上